

秋田市潜在介護福祉士等就労マッチング事業実施要綱

〔 令和3年3月24日
市 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要綱は、介護福祉士等の資格を有しながら介護サービス事業所に勤務していない者（以下「潜在介護福祉士等」という。）に有益な情報を提供することにより、介護人材の新たな参入を促し、介護サービス事業所における介護人材不足の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業」とは、次に掲げるサービスを行う事業をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

2 この要綱において「介護サービス事業所」とは、本市から法第70条第1項、第78条の2第1項、第86条第1項、第115条の2第1項又は第115条の12第1項の指定を受けた介護サービス事業を行う事業所をいう。

3 この要綱において「介護福祉士等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構が承認する認定介護福祉士
- (2) 社会福祉法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士

(3) 社会福祉法及び介護福祉士法第40条第2項第5号に掲げる介護福祉士として必要な知識および技能を修得するために行う研修の課程を修了

(4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程を修了

(5) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程又は訪問介護に関する二級課程を修了

（登録）

第3条 市長は、市内に住所を有する潜在介護福祉士等に対し、広報あきた、市ホームページ、介護保険課窓口その他の方法により本事業を周知し、市が管理するデータベースへの登録の協力を求めるものとする。

2 前項の登録は、潜在介護福祉士等登録票（様式第1号）を提出させることにより行う。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該登録をした者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、第1項の登録の対象者に、介護福祉士等の資格を有しながら現に介護サービス事業所に勤務している者を含めることができる。

（情報の提供）

第4条 市長は、前条の規定により登録をした者に対し、次条の就職面談会、介護サービス事業所の加算取得状況その他の介護分野への就労に関する有益な情報を適宜提供するものとする。

（就職面談会の開催）

第5条 市長は、必要に応じ、介護サービス事業所を対象とした就職面談会を開催する。

2 前項の就職面談会の時期および方法は、別に定める。

（登録内容の変更等）

第6条 登録者は、当該登録の内容に変更があったとき又は登録を削除しようとするときは、潜在介護福祉士等登録変更・削除届（様式第2号）

により届け出るものとする。

2 市長は、登録された内容に虚偽があったと認めるとき又は相当の期間が経過しても前項の規定による届出がないときは、当該登録を削除することができる。

(登録情報の取扱い)

第7条 市長は、登録者の同意を得ずに登録の内容を介護サービス事業所に提供しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先） 秋田市長

潜在介護福祉士等登録票

潜在介護福祉士等就労マッチング事業に登録したいので、秋田市潜在介護福祉士等就労マッチング事業実施要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、登録票を提出します。

申 込 者	住 所 〒	
	フリガナ	
	氏 名	-----
	生年月日	年 月 日
	電話番号	— —
	メール	
保有資格 (該当するものに○)		認定介護福祉士
		介護福祉士
		介護福祉士実務者研修課程修了
		介護職員初任者研修課程修了
		生活援助従事者研修課程修了
		介護職員基礎研修課程修了
		訪問介護員養成研修 1 級課程修了
		訪問介護員養成研修 2 級課程修了

※この登録票の情報を目的外に使用することはありません。また、登録者の同意を得ずに介護サービス事業所に登録者の情報を提供することはありません。

年 月 日

（宛先） 秋田市長

潜在介護福祉士等登録変更・削除届

潜在介護福祉士等就労マッチング事業に登録した内容を変更又は削除したいので、秋田市潜在介護福祉士等就労マッチング事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、届け出ます。

登 録 者	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	-----
	生年月日	年 月 日
	電話番号	— —
区分（○をしてください）	変更 ・ 削除	
変更があった事項		

※区分欄の「削除」に○をした場合、この届出があった日の翌日に登録が削除されます。